要求水準書(案)の変更について

民間事業者からの質問・意見及び要求水準書(案)公表後における県企業庁内での検討過程 を勘案し、要求水準書(案)を変更するものとする。主要な変更箇所は以下のとおりである。

No.	o. 項目番号					 主な変更箇所	変 更 内 容
140.		7 5 H	шЭ		ジ数	工改交文画加	Ø Ž 13 H
1	1	(3)			3	業務内容	図表1-2を変更。
2	1	(4)	1	(ア)	5	脱水設備等の新 設・増設・更新計 画	平成29年度以降の更新工事について、図表1-4に 示す各年度より後に事業を実施する提案内容を認める 旨の記述を追加。
3	1	(4)	1	(ウ)	6	脱水機性能	bを変更するとともに、d及びeを追加。
4	1	(4)	1	(⊐)	8	知多浄水場におけ るケーキヤード	知多浄水場におけるケーキヤードは屋内型とする旨 の記述を追加。
5	1	(4)	1	(シ)	9	ろ液の水質管理	ろ液の濁度管理の基準となる度数(濁度として20 度)を具体的に規定。
6	2	(2)	ア		12	建設業務の業務内 容	3 浄水場の更新工事について、図表 2 - 1 に示す設計・建設期間の終了月を早める提案をしても良いこととする旨の記述を追加。
7	2	(2)	1	(イ)	12	電源区分	知多浄水場における記述を変更。
8	2	(2)	ウ	(才)	14	電気、水道、下水、ガス等設備	「a 電気」について、4浄水場とも電気は浄水場 を経由して供給する旨に変更。
9	2	(2)	ケ		17	工事監理業務	工事監理者の資格に関する規定等を追加。
10	3	(2)	エ	(ウ)	20	電気・機械・計装設備	NO.7の変更に伴う、維持管理上の分解点における記載を変更。また、高圧受電した場合に準じた適切な維持管理業務を行うにあたり必要な電気技術者(第3種電気主任技術者相当以上)を少なくとも1名以上配置する規定を追加。
11	3	(7)	オ		23	防犯、緊急対策対 応業務	aの記載事項において、「事業用地内に」を「脱水機棟をはじめとする建物に」に変更。
12	3	(8)			23	脱水処理業務	「脱水処理業務」は、「運営・維持管理業務」に含めることとした。
13	3	(8)	1	(ウ)	24	濃縮施設の運転支 援	濃縮施設の運転支援業務について、知多浄水場で3 浄水場と同様の作業を行う旨を規定。

No.		項目	番号		ペー ジ数	主な変更箇所	変 更 内 容
14	3	(9)			26	脱水ケーキの管理 業務	「脱水ケーキの管理業務」は、「運営・維持管理業 務」に含めることとした。
15	4	(2)	ア	(ア)	27	有価利用	要求水準とする有価利用可能量の下限値を規定。
16	5				29	公開資料	添付資料として別紙11~14、閲覧資料として参考資料9~12を追加。